

「みやざきの共生社会を目指す生涯学習推進事業」
広報業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、障がいのある人の生涯学習活動の充実を通して「誰もが、共に学び、生きる社会」を実現するために、本事業のねらいや県内各地で行われている障がい者当事者の活動やそれを支える取組について、広く県民に普及啓発や情報提供することを目的としている。

2 委託期間

契約締結日から令和7年2月7日まで

3 業務委託の内容

(1) 企画・準備

- ① 特別番組の制作に係る実施計画書の作成
- ② 啓発CMの制作に係る実施計画書の作成

(2) 放映・広報

① 特別番組の制作・放送

- 障がいがある人の学校卒業後の生涯学習について下記の2つの内容を取材し、ナビゲーターを通して発信する。

1) 学生と障がい当事者による公開講座づくり

- ・ 県内大学等の公開講座を学生が企画する。
- ・ 企画段階で障がい当事者が参加・協働し、学校卒業後も障がい者と健常者が共に学び続けることができる公開講座づくりを行う。
- ・ 大学生が、すでに障がい者の生涯学習を企画している団体や個人から学び、公開授業づくりに生かす。

(例) 県内の手話サークル、絵画教室、音楽サークルなど)

2) 障がい当事者が生涯学習に向かう姿

- ・ 障がい当事者1名程度にスポットを当て、生涯学習の学びに出会う前、出会ったきっかけ、生活や思いの変化を取材する。
- ・ 健常者と共に学び合う現在の様子を取材する。
- ・ 一緒に学ぶ健常者の感想を含める。
- ・ 読書バリアフリーの観点から、宮崎県が導入する電子書籍の利活用の様子を撮影し、いつでも、どこでも、誰でも学べることを発信する。

- 番組のターゲットは、障がい者当事者のみでなく、普段障がい者との接点が少ない健常者も含めた県民全員とする。

- 冒頭に宮崎県教育長が出演しコメントを寄せ、ナビゲーターへ繋げる構成とする。

② 啓発CMの制作・放送

- 「障がいのある人の生涯学習」についてメッセージを発するCMの制作・放送
- 宮崎県教育委員会は、障がいの有無に関わらず、子どもから大人まで誰もが共に学べる共生社会を目指していることを県民に伝える。

※ 特別番組、啓発CMの著作権については、宮崎県、文部科学省に帰属する。

※ 特別番組、啓発CMともに映像内に「宮崎県教育委員会」のクレジットを掲出する。

(3) その他関連業務

- ① 番組出演者等との調整
- ② 取材先や場所等の許可申請、調整

4 成果品

事業実施後は、実績報告書及び収支精算書、事業実施の様子が分かる写真や、特別番組のDVD等の成果品等を提出するものとする。

5 支払方法

業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

6 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県及び関係者と十分に連絡を取りながら進めること。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者との協議により契約の変更を行う場合がある。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。